

政審資料

1958年
7月15日発行

No. 11

一目 次

卷頭言.....1

【焦点】

- | | |
|-----------------|---|
| 一、不況対策要綱..... | 2 |
| 二、酪農緊急対策要綱..... | 4 |
| 三、蚕糸問題対策要綱..... | 6 |

【研究】

- 駐留軍関係離職者対策推進についての問題点と党の方針.....6

【資料】

- | | |
|------------------------------|----|
| 一、総選挙と政策..... | 8 |
| 二、千葉県政綱領試案..... | 11 |
| 三、花巻市政綱領..... | 30 |
| 四、核非武装決議案と
日中関係打開決議案..... | 32 |

発行所

日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話霞ヶ関 580131～9 内線 2222 番

政策研究集会の

開催に当つて

一月大会で決定された政策研究集会の第一回集会が七月末開催されることになった。この集会は政策中心の党大会であり劃期的な意義を持つものである。

正しい党組織の強化と党员意識の統一は、綱領に明記された「平和革命」への情熱とその実践としての政策によって、結合され高められなければならない。人と人とのつながりや情実を中心とする「人事」がのさばり派閥が生れて来る弊害は、この党の最高の目標と任務を忘れるときに起つて来るものである。

われわれは全組織の脈管の中に社会党の「政策」の血を流し込み、党内を上から下まで浄化しなければならない。この集会は中央と地方とが意見と情報を交換し、政策を官僚的な作文から活々とした具体的なものにし、末端党员に至るまで理論と政策で武装し、日常活動、組織活動に活力を与えて、党内から、派閥意識や出世主義や改良主義をふるい落す作用を發揮するであろう。

それと同時に、今日社会党の性格と政策を国民に理解させ浸透することは最も重要なことでありこの集会はその役目をも果すことは疑いのないところである。勤労者大衆の階級基盤の上に立ちつつ国民的課題の解決をもその任務とする、わが党が内外の政策を明快に樹立し、実践することを国民は求めているのである。単に労働者、農民、中小企業等々の諸階層の要求に応じた、諸政策のバラバラな寄せ集めではなく、社会主義へ近づき完成するための、有機的に立体化された社会党の政策が要求されるのである。更にわれわれは明年の地方選挙を勝ち抜くために困難な地方政策の確立を急がなくてはならない。中央の強い制約下におかれる地方自治体の中で党は何を掲げ、何をなすべきかをこの集会で検討しなければならないのである。

このような展望に立ち、第一回集会が実多き成果をあげることをわれわれは期待してやまないものである。

焦点

一、不況対策要綱

第一 過剰生産恐慌の進行

わが党は四月五日「不況克服対策」を発表し当面の不況の原因と性格を分析し、国内需給調整のための緊急対策並びに長期の再建政策を要請したが、その後経済の動向は、輸出の減少と設備投資の後退等のため過剰生産恐慌の様相を濃くし、一時的な生産調整によって底入れから回復を期待する政府財界の夢は崩れ去り、今や資本主義体制の根底を揺ぶる長期の不況に転ずる重大な情勢となつた。最近の経済の動きを見ると、

(1) 輸出の減少

輸出信用状ベース五月一九二百万ドルで前年水準より三千万ドル低く、六月第一旬の信用状は僅か五千ドルに落ち、日中貿易の全面停止、アメリカの対日輸入制限等の影響が現われ、本年度の輸出目標三一億五千ドルはおろか昨年水準約二八億ドルを下廻る懸念すら生じている。

(2) 設備投資の後退と生産力の過剰

目下進行中の継続工事が竣工すれば、下期からの新規設備投資需要は著減の見透しであり、他面完成する生産能力は年内一兆円を超えるに対し、需要面では財政支出、輸出の合計は前年より一五〇〇億円の増に過ぎないので、供給と需要のギャップは今後益々拡大され、世界の経済の後退を背景として、長期の生産過剰の形勢となつている。

(3) 経済活動の低下、雇用の悪化

設備投資の減少、操短の強化、輸出先細り等の悪材料の圧迫で、経済活動が沈滞し、日銀券は減少し卸売物価は下落を続け鉱工業生産は昨年七月以来低下し、本年三月には昨年の水準を下廻るに至った。雇用状態は悪化し、離職者が激増し、失業保険の受給者は三月五〇万四千人と前年同月より十五万人ふえ繊維、駐留軍労務者の離職を中

心として下期の雇用は重大な事態となるであろう。

右のように、政府の本年度経済の見透しはことごとく崩れ去り、三十三年度予算編成の基礎となつた鉱工業生産四・五%の増、経済成長率三%増、輸出三一億五千万ドルの経済計画の再検討は必至であり、中央地方を通ずる財政収入の見透しも楽觀を許さない情勢となつた。われわれは、この経済不況の動きはさきに発表した不況対策の見透しに合致することを確認する。

われわれはこの対策として本年度予算の補正等緊急の対策を促進し、国内需給の調整を行ふとともに、学界、労働団体、産業団体等と協力して、長期の経済再建計画を確立し、対米依存と占資本中心の現行制度と政策に所要の改革を加え、おくれた中小企業農林漁業の育成振興をはかり、経済の自立と平和な発展を強力に推進せんとするものである。

第二 岸内閣の不況対策

1 今回の不況は世界資本主義諸国家の戦後はじめての本格的過剰生産恐慌による景気後退に根ざすものではあるが、他面歴代保守党内閣の大資本偏重政策、対米従属の経済と一昨年来の見透しを誤つた無計画な設備投資と野放し輸入政策の破綻であり、未曾有の失政であるに拘らず、政府自民党はその責任をゴマ化している。

2 昨年五月の金融引締め以後も、一般国民には緊縮と節約を説きながら、他方大資本救済のためには資金運用部の追加融資と三千億円に及ぶ日銀貸出し増を行つてゐる。日銀貸出による信用供与は明らかにインフレ要因であり、大資本大企業にはインフレ政策、中小企業農林漁業等に対してもそのシワ寄せとしてのデフレ政策の犠牲を押し

つけるものと云わなければならぬ。

3 岸内閣によつてとられ、またとられようとする不況対策は輸入担保率の引下げ、日銀公定歩合の引下げ、滞貨融資、輸出の延払いの承認等、大資本、大商社救済のための金融対策に限られ、最も苦境にある中小企業や農産物の値下りで窮乏化する農民、激増する失業者については何等の対策を講じようともしない。

政府が、国内有効需要を増加する景気振興策をおこらしているのは、デフレの圧力によって弱小企業の整理を行い、過剰生産のギャップを、中小企業の犠牲において、調整する時間を稼ごうとする独占資本強化の意図に従つたものと云わなければならぬ。これこそ恐慌の切り抜けを、大資本への資本集中と国民の生活切り下げによって行おうとする資本主義経済政策であつて中小企業、農漁民、労働者の勤労国民の利益と生活を全く無視するものである。

4 特に、輸出拡大に全力を傾けなければならぬとき、岸内閣が日中貿易を軽視し、取引の全面停止に追い込まれ輸出の減退、景気の下降に拍車をかけたことは、重大な失敗である。しかもアメリカからも日本商品の輸入制限を強化され、東西の挾撃を受けて、八方塞がりの事態に立ち到つたことは自主性なき岸外交の破綻を暴露したものである。

第三 わが党不況対策

一、基本方針

1 特別国会を通じて、日中貿易の打開、不況対策を中心とする補正予算の要求、関係諸立法の提案等当面の緊急施策を精力的に推進する。

また經濟基盤強化の名目で棚上げされる四三六億円の原資は資金運用部に預託され、結局大産業方面に運用されたものであるから、これに反対し、その財源は不況の影響を強く受けている失業対策、中小企業、農林漁業の諸対策に直接使用し景気振興に役立てることを主張する。

2 この不況は世界景気の後退を背景とし資

本主義体制の矛盾に根ざした過剰生産恐慌の性質をもつものであるから、対米従属の外交と大資本に奉仕する経済政策をとる岸内閣にその根本的解決を望むことはできない。また一時的景気振興政策で、その局面を根本的に転換させることも困難である。従つて、わが国の平和経済の発展を制約している対米従属の干渉を打破すると共に、雇用の拡大と国民大衆の生活水準引上げに結びつく経済の発展を達成するため、漸次現在の資本主義体制に所要の改革を加え、金融及び基幹産業の活動に規制し、特におくれた中小企業、農林漁業を近代化し、二重構造を解消する等の長期政策を確立することが必要である。

そのためわれわれは、党の長期経済計画に基く諸政策の確立のため学者、労働団体、産業団体等と密接に提携し、現在の独占資本と結びついた、保守政権の支配を排除しなければならない。

二、緊急対策

1 特別国会において不況対策を中心とする右の補正予算編成を要求し、それにともなう関係法案を提出する。

① 当面急増する失業者の生活保障をはかる。

イ、失業対策事業の一日前平均吸収人員を三五万人（現行二五万人）に増員し、就労日数は月平均二五日を確保する（現在は平均二二日）。夏期手当は四日分増額して七日分を支給する。

ロ、失業保険金の給付は暫定的に給付期間を三ヶ月間延長し、この経費は全額国庫負担とする。

ハ、日雇失業保険金の受給者は前年度の二割増と見込む。

ニ、生活保護の対象人員を三〇万人増員して一八〇万人とする。

② 雇用減退にそなえて、国の責任において雇用確保をはかる。

イ、公共事業費のくりあげ支出を促進して当面の事業量を増加する。
ロ、公共事業のうち、とくに雇用度の高い事業の拡大をはかり、土地改良、か

んがい、漁港、港湾工事、道路及び住

宅建設に重点をおく。

ハ、国土調査事業を拡大して、新たに四

万人を事務就労事業に吸収する。

不況の影響下にある農林漁業の所得減

退を防止する。

イ、糸価安定特別会計法にもとづく財政

資金の借入限度を増額して当面の糸価

安定をはかる。

ロ、凍霜害、干ばつ、水害等のほか、雹

害に対しても天災融資法を適用し、融

資総額の増額、低金利適用の簡素化を

はかる。

ハ、水質汚濁防止法案の成立をはかり沿

岸地域の被害防止と損失補償を行う。

二、酪農振興のため、酪農品の需要（学

校工場の給食、製品化助成等）の確

保、乳牛の飼育助成強化、買いたたき

防止等の措置をはかる。

ホ、開拓資金を増額して資金の借りか

え、償還期間の延長、新規借入の簡素

化をはかる。

ヘ、裸麦をのぞく麦類に対し、麦価減收

加算を行う。

中小企業及び農林漁業の近代化資金を

増額する。

イ、零細企業を主体とした中小企業、農

林漁業に対する財政投融資は原資の増

額、（中小企業二〇〇億円、農林漁業

一〇〇億円）金利の引下げ、利子補

給、損失補償、債務保証等の援助態勢

を強化する。

ロ、協同化及び共同施設利用を促進し資

二、酪農緊急対策要綱

近年、日本農業の近代化を促進する道として酪農振興が叫ばれてきた。事実また乳牛頭数および牛乳生産量の伸長の速度も目ざましいものがある。しかし他面、牛乳および乳製品の流通消費面における対策はきわめて立ちおくれており、毎年不需要期には乳価ひき下げ問題を惹起してきた。

ところが本年は、夏場の需要期にむかおうと

金助成を増額する。

イ、勤労国民の生活向上をはかる。

ハ、勤労国民に給付される夜勤手当及び五千円以下の期末手当に対しては所得

税を免除する。

ロ、公務員の夏期手当を〇・一二五月分増

額して一ヶ月分支給する。

ハ、最低賃金法、家内労働法、国民年金法の成立をはかり、明年度より実施す

るため、本年度の準備経費を夫々計上する。

ロ、本年度の自衛隊増強を中止する。

ハ、日本銀行及び市中金融機関所有の国債のうち本年度に償還期限のくるもの

に対しては新規公社債の増額によつて借り替えを行わしめる。

イ、四三六億円の財源棚上げをとりやめて一般会計予算財源にくり入れる。

ロ、本年度の自衛隊増強を中止する。

ハ、日本銀行及び市中金融機関所有の国債のうち本年度に償還期限のくるもの

に対しては新規公社債の増額によつて借り替えを行わしめる。

イ、産業投資特別会計及び資金運用部特別会計の余裕原資の活用をはかる。

ホ、農林中金、信連等の資金を農業投資に活用する。

二 日中第四次貿易協定の成立促進とココム制限の全面排除をはかる。

3 大企業の不当行為の防止措置の強化。

イ、下請代金支払遅延等防止法の改正強化

ロ、未払賃金債権確保法を新たに制定し、

労働者の賃銀未払等を防止する。

4 中小企業者、農林漁民に対する徴税が不

当に強化されている実態を是正する。

5 中小企業、農林漁業の近代化資金、勤労者住宅建設資金の金利引下げをはかる。

している現在、生産の伸びにくらべて需要が伸びないやみ、そのため乳業者は、一定量以上の牛乳の受入れ制限、乳価ひき下げ等の措置をとろうとしている。もし現在このような措置の実現をゆるすならば、本年秋から冬にかけての不需要期には、事態は一そく重大化し、酪農民は收拾できない混乱状態につき落されることが憂慮される。

わが党は、従来いたずらに酪農振興をさけびながら、流通、消費面の対策を怠ってきた政府の責任を追及するとともに、次のような対策を要求するものである。

一、緊急対策

1 牛乳および乳製品の消費拡大

イ、三十一年度予算では、本年度秋以降に学校給食で牛乳二十万石を飲用することとし、このため七億円の補助金を計上しているが、この学校給食による牛乳および乳製品飲用を夏場より直ちに実施し、その対象を保育所、高校等にも拡大することとし、年度間の消化目標を五十万石に増加する。

ロ、同時に、工場、事業場等における集団飲用を促進し、学校給食に準じて乳代金の一部を補助する。

ハ、学校、工場、事業場等における集団飲用のための冷蔵施設の費用の一部を補助し、また冷蔵庫購入に際しての物品税を免除する。生活協同組合等が十円牛乳を飲用しようとして、そのため冷蔵施設を設けようとするときは、当該施設も右に準ずる補助、免稅の対象とする。

ニ、市販の飲用牛乳については小売價格構成に検討を加え、中間経費の圧縮により市乳価格の適正なる引下げをはかる。

ホ、昨年十月に大かん練乳の砂糖消費税の免税措置が撤廃されて以来、大かん練乳の生産および消費が著しく減少していることにかんがみ、大かん練乳免税措置を復活する。

ヘ、以上、牛乳および乳製品の集団飲用促進ならびに冷蔵施設設置費補助のため、第二十九特別国会において、畜産局予算を十億円増額補正するよう要求する。

2 生乳買叩き防止

イ、当面、乳製品のたな上げに対する融資措置を強化するとともに、政府による緊急買上げを実施する。

ロ、それと同時に、乳業者の方的乳価引き下げを中止させるよう、政府の強力な行政指導を行う。

3 乳製品輸出入対策

アメリカよりの脱脂粉乳輸入を停止または制限し、同時に、わが国乳製品の中国等への輸出を促進する。

二、恒久対策

1 乳価支持対策

イ、生産費および所得を補償する原則にもとづく乳製品価格支持制度の採用、このために農産物価格安定法を根本的に改正する。

2 需給の安定

イ、乳牛の導入、種付け、牛乳生産を市場との関係で計画化し、また生産者団体と消費者団体との有機的結合を促進し、流通段階の中間経費を公正に調査、規制する。

3 生産の合理化と生産費ひき下げ

ロ、食生活改善の国民運動を推進し、とくに農村の食生活改善を強力に進める。このため生活改善普及機関を強化する。

イ、畜産農家創設資金を拡充し、融資額のひき上げ、貸付利子のひき下げ、償還期限の延長を行う。また、乳牛の国有貸付制度を大巾に拡充する。

ロ、飼料の自給化促進のため、飼料作物種子の増産、飼料栽培の普及奨励、田畠転換、輪作等による牧草導入、里山地帯の草地改良、牧野利用等を推進する。

ハ、販売飼料の国家管理を強化し、飼料の供給を確保するとともに、當利団体を除外した農業団体のみの一元的配給機構を確立する。このため、飼料需給安定法を改正する。

4 酪農協同組織の強化、確立

総合農協を中心に酪農家の自主的協同組織を育成強化し、酪農家の共同施設および農協の行う集乳、加工等の共同施設に対しても融資その他の助成を行い、農協による牛乳の共販体制を確立する。

三、蚕糸問題対策要綱

最近繭糸価格が極めて不安定であり、ために養蚕農民と製糸業者は重大な不安におそわれている。

わが国養蚕業の特殊な立地条件、および蚕糸業の外貨獲得にはたす特別な役割を重視するわが党は、国民经济における蚕糸業のあり方を根本的に検討する見地にたって、次のような対策を要求するものである。

一、恒久的対策

養蚕の量および価格は製糸側と農民との契約栽培によって規制することとし、契約内容は国がこれを管理する。生糸市況によって必要な場合は、繭価格と生糸価格との間の二重価格制をとり、国の負担において蚕糸業の安定を期することをも考慮する。このため、蚕糸業国家管理条例案を研究準備する。

また蚕糸業に関する試験研究行政の体系を改革整備し、絹糸の市場拡大のための努力を飛躍的に強化する。

二、緊急対策

当面の繭糸価格を安定させるため、緊急に左の対策を講ずる。

イ、生糸価格十九万円、繭価格千四百円の

水準は最低線として堅持する。

ロ、このため、繭および生糸について国は無制限に買入れるものとし、当面、第二十九特別国会において、糸価安定特別会計予算を補正し、同会計の借入限度額をさらに二百億円追加拡大する。

ハ、乾繭設備の不足にかんがみ、繭を政府が買上げて製糸業者に乾繭保管させる等の措置を考慮する。

二、繭糸価格安定法を改正し、乾繭設備の整備等の措置とあいまつて、生糸及び繭の価格安定のための条項を強化し、売崩し、買叩き等の規制に遺憾ながらしめる。

ホ、政府の企図している蚕種買上、桑園整理等の生産制限措置については、養蚕農民および蚕種、桑苗等の業者に対する国の補償を要求し、ことに桑園の作付転換については畠地かんがい等の土地改良、営農資金確保、畠作農産物の価格安定等畠作振興のために格段の措置を講ずるよう要求する。

研究

駐留軍関係離職者対策推進に

ついての問題点と党の方針

党は昨年十一月の臨時国会に駐留軍関係離職者緊急措置法案を提出したが、同法案は、会期その他の関係で第二十八国会に継続審議となり同国会で自民党と接渉の結果、若干の修正を行つて自社両党で共同提出することに意見が一致し、法案の成立に成功した。

しかし同法案は、その成立を主眼としたため内容的には不充分な点が多く、これをもつて離職者対策の万全を期待することはできない。特に法案作成の段階において技術的関係で削除し

た諸問題（例えば特需関係離職者に対する特別給付金の支給等）は今後の問題として早急に解決されなければならない。

加えて同法案は重要な点について政令等にゆだねた点が多いわけであるが、その後発表された政令、総理府令を見ると法案にもられた趣旨が充分に活かされて居らず、且つ、予算的な裏付けが不充分で所期の目的を達成していない現状にある。

更に最近に至り新しい問題が続発して居り、

これらの問題を総括して党としては院内外の斗争を一段と強化して行かなければならない。

そこで党的斗いの方向としては、先づ先国会で成立を見た「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の完全実施を促進すると共に、同法に盛り得なかつた諸問題の解決を具体化すること、及び現在起りつある問題の処理に万全を期する必要がある。

現段階での具体的問題は次の如くであるが、

これらは個々の問題ごとに一つ一つ解決されなければならぬ。

(問題点と斗いの方向)

一、法に規定されている中央駐留軍関係臨職者等対策協議会が未だ開催されていない現状に鑑み、これが開催を促進し、予備費用流用等の予算措置を含む総合的離職者対策の策定を推進すること。

○この点について党は、党として総務長官に口頭又は文書でその開催方を申入れる。

二、措置法第十条の職業訓練についての特別措置が満足に実施されていない。昭和三十三年度予算においては臨時訓練所の新設を認めていないため、居住地の関係から既設の公共訓練所において職業訓練を行うことが困難となっており、且つ訓練課目、人員に制限があり、訓練希望を完全に吸収できない現状にある、この際職業訓練所（臨時施設を含む）を新設するとともに訓練課目、人員の増加をはかつて離職者に対する職業訓練を強化することが必要である。

○社会労働委員会でこの問題をとり上げるとともに、党若しくは特別委として労働省に申入れを行いその具体的方針を聞きただす。

三、基地内訓練を質的に強化し、訓練課目、人員等を増加するため予備費支出、既定予算の繰上げ支出等を早急に行うこととし、解雇者についても軍側の了解を得て基地内訓練を受け得るようにすること。

○内閣委、社会労働委でこの問題をとり上げる外、外務省、調達庁、大使館（軍）と直接々涉を行う。

四、就職斡旋を更に強化し、解雇発生地区には継続的な相談所を設置し、特に駐留軍労働者の年令構成を考慮し高年令者に対する職場開拓を行ふこと。

拓を積極的に行うこと。

現状の職業紹介活動では極めて不充分である。この際継続的相談所を設置することが必要である。

○社労委でその設置と予算的裏付けを要求するとともに労働省に直接働きかけてその実現を期する。

五、離職者が自立のために行う事業に対する許認可の促進と資金融資の緩和等による育成強化の方針を確立すること。

1 ハイヤータクシー業の免許申請事業について、自動車運送協議会の諸問および聴聞の遅延により関係労務者中には失業保険も切れ、その生活も極めて窮屈している現状にあるので、これらの促進と免許について特別な措置を講ずること。

○運輸委でこの問題を取り上げると同時に、特別委員会として運輸大臣と直接々涉を行う。

2 資金融資について法案は、事業資金の融通斡旋を要求しているが、実際には道義的規定にとどまり、その具体化が行われていない。この規定の含みは商工中金、中小企業金融公庫、国民金融公庫に特別枠を設定し、そこからの優先融資を期待しているのであるが、現実は予算編成にあたって特別枠は全く考慮されなかつたばかりか、それにはかわる特別融資方法も考慮されていない現状にある。更に利子補給、損失保障等の特別措置に至つては皆無である。この際、法に規定された資金融資の円滑化をより具体化する必要がある。

○大蔵委、地方行政委、内閣委、社労委でこの点を追求するとともに、大蔵省との接渉を行う。

3 国有財産である物品の払下げに当つて離職者によつて組織された企業組合等に対しても予決令の改正により随意契約の金額を引上げること。
前記に同じ。

六、返還国有財産の譲渡及び貸付けの具体化、法では十二条で主として離職者によつて構成する法人に対し「通常の条件よりも有利な条件で譲渡し又は貸し付け」を行ふことが

できると規定しているが、その「有利な条件」が具体化されていない現状にあるので、この際その点を明確化すること。

- 大蔵委員会でこの点を追求するとともに、特別委員会を通じて大蔵省の見解を開きただし、具体的裏付けを要求する。

七、以上の問題と関連して返還基地における、国営又は県営による直営事業の推進、返還基地に単に既成産業を誘致するばかりでなく国営、県営の直営事業を興して積極的な雇用対策を推進すること。

- 関係各委員会で追求し、政府の統一見解を党として要求する。

八、離職者及び離職者で構成する企業等に対する減免措置の方針を明確化させるとともに各市町村に対する行政指導を徹底し、且つ減免手続の簡素化を推進すること。

○ 大蔵委、地方行政委で追求し、同時に大蔵省、自治庁の見解を聞き正す、特に減免に伴う特別交付税の裏付けを明確化させる。

九、失業多発地区における公共事業計画は駐留軍離職者の救済対策とならない実状にあるので、この点を再検討するよう要請すること。

○ 社労委でとりあげる外、労働省、建設省と直接々涉を行う。

十、軍直労務者に対する基地内職業訓練の実施と宿舎要員を臨時措置法による離職者とし法律適用の措置を講ずること、特に宿舎要員は

法案では二条七号で政令により「準ずるもの」とすることが了解事項となっていたが実際には政令で除外されている。

- 関係委員会を通じてその実現を促進するとともに総理府、調達庁、労働者と直接々涉を行ふ。

十一、国連軍関係離職者、軍直離職者、特需関係離職者にもLSOに準じて特別給付金を支給できるようにすること。及び退職条件をLSO並に引上げること。

- 前記に同じ。

十二、各都道府県における離職者対策を強化推進するため、予備費等の支出によって国の負担額の増加をはかること。

- 社労委で要求する一方、労働省と接渉する

十三、P・D切替えの阻止

- 内閣委で要求すると同時に総理府、外務省調達庁にその阻止を厳重に申入れる。

十四、特需労務者解雇に伴う予告手当支給の実現

- 特別委員会を通じて外務省、大使館（軍）と直接々涉を行いその実現を期する。

以上の外、党及び特別委員会として行うべきこと。

- 一、党として駐留軍関係離職者問題について正式申入れ乃至は公開質問を行うこと。
- 二、自民党の特別委と党的特別委との間に正式接渉の機会をもつこと。

資料

一、総選と政策

政策審議会事務局

政策審議会事務局では、こんどの衆議院総選挙に際し、その大部分が地方に散つて、直接選挙戦に参加した。総選終了後、事務局は、会議を開き、総選挙斗争の報告を行つた。左に掲げるのは、その報告の要点である。

○ T県

自民党が、わが党の掲げた政策に賛成したため、対決点がボケてしまつた。自民党候補の中には、わが党が自民党に提案した非核武装宣言に賛意を表明するものさえいた。対決点を明

確にするために、憲法改正問題を前面に出すべきではなかつたか。自民党候補は、各自出身の地域の利益と固く結付いており、例えは、その出身郡から、一二万票もゴソソリまとめてとつている者がいる。個別訪問も実に徹底して行われ

ている。

選挙用パンフその他の資料は、選挙事務所に積んどくだけで、殆ど役に立たなかつた。文化人は来てもらつても、農村では、連れて行つて話をしてもらうところがない。

自民党が総評の出先の社会党と叩いたことは痛かった。

○ Y 縣

自民党的政策が、社会党的政策に近付いて来たが、その中に潜む対立点を、党员も候補者も明確に意識していない。またその対立を理解できる程、勉強していない。党员に政策の勉強をする機会を作ることが大切だ。農村では、営農指導までやれるようなオルグが必要であるが、そういう人が党内にない。

パンフが、選挙直前に届いたために、これを読んで利用する余裕がなかつた。またポスターも画一的で、その地方では使えなかつた。パンフをもつと早く作つて、地方に発送する必要がある。ポスターも、全国的なものは、一、二本にしほつて、あとは、地方で作らせる方がよいのではないか。

自民党は、徹底した戸別訪問をやつてゐる。社会党も、選挙毎に、費用がかさむようになつて來ている。農村では、文化人は使いようがない。むしろ動いてくれる参院議員の応援の方がよい。

○ T 縣

パンフは、選挙事務所に積んどくだけ。好ましい傾向としては、労組幹部の中で、労働問題のみならず、一般市民の問題まで、その演説の中で取扱える若い年代の人々が増えて來た。今後、政審会としては、こういう若い層に政策の浸透を行ふよう努力すべきである。自民党との政策の対決が浮彫にならなかつたのは、政策の理解が個別的であつて、社会主義政党としての政策という総合的観点からの理解が、抜けているからである。

自民党的勤評問題についての攻撃は、すこぶる積極的で、これに対する反撃が非常に立遅れていた。

わが党候補者間の票の食い合いがひどく、他方、例えれば、教会・学校の寮のような処女地の開拓が組織的に行われていない。

○ H 縣

政策による対決は必ずしもボケていた訳ではない。日中貿易、核非武装の問題、不況対策の問題等、政策的な対決の条件はあつた。しかし全体としてわが党は迫力をかけていた。政府、与党的政策の行き詰りを追求するという野党としての迫力を、大きく減殺したものの一つは「話し合い解散」という解散のし方であった。また不況対策にしても、政策の作文におわり、例えば「不況対策国民運動」といった形で選挙前に運動と結びつけておくべきであった。不況対策をいつても、聴衆にはピンとこないのは、政策を浸透させるうえで、わが党が能動的でないためである。

自民党は、「総評との結びつき」を喧伝して攻撃してきた。社会党は、総評労働者ばかりをみて中小零細企業の労働者、農、山、漁村の働くものをみていないという自民党候補者の演説には、必ず拍手が湧いた。保守の健全化、自己批判を唱える自民党の新人候補が、新有権者、青年、婦人票を大きく喰つた。選挙民は現段階では「堅実さ」「新鮮さ」のポーズにたいして票を投ずる傾向にある。

前回に比べ自民党五万六、〇〇〇票の伸びにたいし、社会党はわずか四、〇〇〇票の伸びに止まっている。保守の伸びのほとんどは、右の新人候補によると考えられる。

パンフレットは、「政策問答集」「三三年度予算批判」がもつとも役に立つた。文化人は、思い切つて名の売れた人を呼ぶべきだ。接待費謝礼がかかる上に、選挙中、貴重な人手をとられるから。

○ A 縣

自民党との対決党がボケたのは、日本の内外情勢が、それほど切迫したものでなかつたことが、基本的に大きな原因になつてゐると思う。わが党が自民党的政策をバクロするやり方が足らなかつた。自民党的候補者が、総評と社会党との結付きを攻撃すると、農村では拍手が湧くが、しかし、それがどれだけ票になつたかは、疑問だとと思う。それは、丁度、一昨年の参院選挙で、国会乱斗事件が響かなかつたのと同じではないかと思う。

自民、社会共に、若い世代が前面に出る時代

になっている。

通勤サラリーマンの地域組織が、住民税その他他の問題を取上げて斗っているが、これを組織した。選挙運動を実際にもつたのは、労組であって、党组織は、全く動いていないし、その指令は無視されている。わが党候補者間の競争は泥試合に陥らない限り、全体として、わが党的な票をふやすためには、むしろプラスである。前回の衆院総選挙では、わが党は、一名の候補者が、六万票で当選したが、こんどは、わが党は二名の候補者が、合せて一二万票をとつて、共に当選している。

パンフでは、「資料集」、「政策問答集」が役に立つた。「資料集」をもとに、大きなグラフを描いて、個人演説会場に掲げたが、これは評判がよかつた。

○○県

全国的な政策を、地方的な利害と結付けなければ、選挙民にはピンと来ない。

予算組替案を作らなかつたため、アンケート

などで、社会党的政策を実施するに必要な経費を質問されて不便を感じた。

婦人応援弁士は、役に立つた。

○○縣

地盤沈下海岸浸蝕の防止、離島振興など、地方的利益を強調しない候補者は、票をもらえない有様だった。在外資産補償と軍人恩給とは、自民党に有利に働いたと思う。

党員も組合員も政策の勉強が不足している。

労組組織の上にアグラをかけて、農村、商店街に手を伸ばしていないため、前回と比べて票数は殆ど変化ない。

特に新しい息吹きをみせはじめている農村、漁村へ入りこみ、じっくり政策浸透がはかられなければ、選挙毎に農漁村部の弱体を云々する

だけで、保守の地盤をくずすことは出来ないだろう。しかし佐渡では漁民労働者の組織が着実に進められつつある。文化人も、一名来てもらつたが、昼は使えず、夜の会合に出てもらつたが集つた聴衆は、三〇名位にしか過ぎなかつた。しかも、そのための費用は、かなりなものである。

パンフでは、「資料集」、「予算」が役に立つた。

○T 縣

前回では、保守五〇対、革新四八%の割合だったのが、こんどは、その割合が逆転し、当選一名が、二名になつた。それは、わが党的新人候補者が、自民党的古顔候補者の票をくつたからである。自民党は、中小企業対策一本ヤリでこれに対し、わが党候補は、社会保障一本ヤリだった。

パンフは、事務所に積んどく。「社会新報」のタブロイド版は役に立つた。応援弁士派遣について、事前に、キチンとしたスケジュールを作つておく必要がある。

○T 縣

神武景気の余波が残つていて、中小企業も、農民も、自分の生活の小さな安定の中で満足していた。非核武装宣言は、説明すれば、分つてもらえるが、しかし、立会演説会に出て来て、こちらの話をきく人は、有権者のうちの極く少數にしか過ぎない。

革新候補者同志の票の食い合いがひどかつた。党は、労組の組織の上にアグラをかけて、その他の分野に票を拡げる努力が足りず、選挙は、労組がやっているに過ぎない。

共産党並びにその影響下にある団体は、「二大政党」に反撥して來たが、これに對しては、共産党に入れるとなれば死票になる、と反撃したが大衆はこれをきき入れたと思う。

「長過ぎた事前運動」の中で、自民党は、金にものいわせてすでに手を打つてあり、その結果、選挙は、政策の対決ではなくて、政策以前の段階で行われた。わが党的候補者の中でも、政策の対決等を一切出さず、学校の同窓会などに結付いた個人票をとろうとしている人も相当いるのではないか。

○S 縣

非核武装宣言は、難しそうで、選挙民にはよく分らなかつた。中小織物業者には、日中貿易拡大はよく分つた。航空自衛隊の基地は、市外遠くにあり、騒音もきこえないので、市民の基地に対する関心は薄かつた。

党支部の役員の評判が悪く、支部と労組幹部とが対立しており、党支部が候補者と仲が悪くそのため、選挙戦は、労組だけが動くだけで党支部は、その労組の活動にむしろ、ブレーク

になるという有様であった。

○F 県

非核武装宣言も日中國交回復も、選挙民には分らず、第一、選挙民が政策に関心を持つていない。しかし、人よりも党という考え方が次第に浸透して来ている。保守党的婦人候補は、外交防衛問題には一言もふれず、国民年金一本やりで演説をやっていた。農村でも自民党政府の農政に不満を持ち、批判をする声が上って来ている。しかしこの不満、批判が社会党への投票に組織されていない。

一方、労終は社会党候補支持を決定しているにもかかわらず、実際には選挙活動をやらなかつたので浮動票の多くを自民党政府に食われた。もしこの浮動票を社会党が食つていたならば、わが党の候補者は三人とも当選していたであろう。農村に信望ある党のオルグを常駐させておく必要がある。婦人組織は皆無で、これに對して、わが党の前議員の婦人候補者は、その任期中、全く手を打つていなかった。

自民党的總評—社会党攻撃を反撃するには説明が要るので、これを短い演説の中で、選挙民に納得させることは、困難であった。

パンフは、積んどくだけ。その中で、「問答

集」、「資料集」、「予算批判」が役に立つたが、これは、これらのパンフを作った我々が、自分で読んで、アンケートや演説原稿を作るのに、使つたというに過ぎない。

文化人の派遣は、迷惑千万ともいふべく、何の効果も見られない。その土地と何の縁故もない文化人は、派遣してもムダだ。

○K 県

自民党がわが党と同じ政策を掲げているので自民党は、その自ら掲げている政策を実行することができないんだ、と強調したが政策の対決が大きくクローズ・アップされなかつたのは何としても痛手だ。不況対策を説いても、選挙民にはピント来なかつた。

やはり自分の身体で感じなければ考えないのが選挙民だから政策もそこまで根を下ろさねばならないのではないか。

パンフは読まれていない。著名な文化人K氏が応援に来てくれたが、満場にあふれるような聴衆であった。

二大政党対立下の初の総選挙であるが、選挙運動は、むづかしくなってきたようだ。それは政策の戦いでありながら、政策がボケてくるからだ。

二、千葉県々政綱領試案

まえがき

1. 本案は、社会党千葉県連政策審議会が県政綱領試案を作製するための資料に供する私案である。
2. 従つて、社会党千葉県々政綱領は、特に、財政政策の数字的基礎、産業振興計画の年次計画と予算的計数、行政規模と職員組織、県政斗争方式等がさらに具体的に打出されるものとする。
3. 本案作製について参考としたものは次の通りである。

千葉県統計書、千葉県三ヶ年計画書、農業センサス、社会党政審自治資料、其他

昭和三十三年三月

を期すべきである。その施策として次の点を考えたい。

7

海岸砂地地帯農業振興、砂地地帯利用酪農振興、及び觀光地造成等の諸計画とマッチさせて造林年次計画をたつべきである。
(県の百五十町歩年次計画の実績には幾多の疑問がある)
漁港による被害防止のための防波堤の営繕の要事である。

⑥

十九里砂地地帶等は、この解決にせまられ
てゐる。

5

この重点を国有未墾地の取得におき、印旛沼、手賀沼等の水面干拓、その他九十九里沿岸に散在する河川、溜池の開拓を行い、それが適正な管理と壳渡とを実施する。

⑧ 肥料対策

特に自給肥料の増
を行う。

(四) 堆肥增產獎勵計畫

肥飼料作物の増産は、土壤を化学的、物理的に改良するは勿論有畜農業の進展と

本は飼は自給食料の計画化の為重要なことであるので飼料計画と平行して進めることである。

堆肥舎及び盤の設置奨励

をなす。

農地被害保障

住宅団地造

等鉱業設備の開始、ならびに工場汚水等による被害は左の点について保障すべきもの

原則として賛成と協力の上に事業が開

(四) 始めること。

(二) 農業所得の引上げ対策

—地域農業振興対策—

本県の水田約十万町歩の中、秋落老朽化
水田は約一万二千余町歩ある。これら不良
土を物理的又は化学的に改良し増産の確保

農業所得の引

(三) 将來について農地価値が保全されること、精神的慰籍ならびに協力的感謝の実効を現すこと。

卷之三

本県の農産物の出荷状況を見ると、その

販売総額二百億円に達する生産を有しながら、その流通はきわめて複雑多岐に亘り、従つて系統利用による出荷も、本県特産の落花生の如きに至つても僅かに四%程度に過ぎない状態である。

これらの農産物が完全に組織を通じて集荷され出荷されることが流通を適正化し価格の維持安定の上に最も早道の策といえよう。

これがためにはまず、市町村農業協同組合を単位とする集荷施設の整備拡充を図り、これを基盤とした集出荷機構を確立しなければならない。現在の倉庫事情は一、四五五（内連合会倉庫九）を有するも、その収容能力は米麦のみを対象として現状平均回転率一・七回転とみてもなおかつ収容不足量二七四、八五九俵を示し、更に四級以下の主食保管に不適当なるものを除くと実に八〇八、九五九俵の収容不足を招来する状況である。斯かる状態では今後生産超過の傾向にある農産物の集出荷事業の推進の上に大きなそごを来すことは明白な事であるので、その整備進促を図るべきである。

又農産物の集出荷の基盤を部落団体におき、受検態勢を確立して、全量受検の実績の上にたつてこれら事業が推進されなければならない。

戦後農村部落制度が農村民主化の建前より解散のやむなきに至つたのであるが農協組織の基盤は、あくまでも部落団体の協同化から発足すべきであつて農産物の集出荷事業も亦当然その推進強化によつて成果が期待されるものであろう。特に牛乳、家畜、そ菜、果実等夫々事業毎の集団組織を町村綜合農協に直結し、農協はこれに応じて畜産部、園芸部等の如く専門部を設け、これの運営に当るものとする。

園芸作物及び特用作物の販売対策

本県の園芸作物及び特用作物の販売は多くは個人販売が多く、従つて市場に対する商品的価値が減少し、信用度も薄く不利な販売をなしてきた。然るに現在の物資の流通は規格の統一と計画出荷が要望され、信

用によって取引されることが要請されているのでこれら的情勢に対処して以下の施策を行つ。

(1) 共同出荷態勢の確立

検査制度の確立と出荷規格の統一によつて共同による計画出荷の確立を図るため

A 生産者団体の育成強化、特に組合の整理統合による農協化の推進

B 消費市場における荷受機関の組合毎の指定と円滑な取引

C 消費市場における市況の速報のための組織化、このための東京事務所の強化と生産地の連絡の強化。

D 仕切書の正確化と送金の確実化
E 輸送機関の整備

(a) 消費市場の開拓と拡充

本県産の農産物は一般に著しく狹少な範囲に制限されているので、これが開拓と拡充に努める。これが対策としては、(i)消費宣伝のためのポスターの配布、展示会の開催（東京、仙台、青森、北海道）、(ii)青果物の輸送試験の実施。(iii)消費市場別荷造り生産品の研究

(2) 契約栽培の実施

現在煙草、ヒマワリ、亞麻等は一種の契約栽培であるが、販売の確立のため他の作物にもこれを推進し、加工商社の選択等を行う

総合卸売市場と雑穀市場の設置

卸売市場は青果物等生鮮食料品の中枢的流通機関であつて、価格の評定と需給の機能は甚だ公共性を有し、又集荷分荷の市場業務は公共の福祉に大きく影響するところである。

本県の青果物の流通量は県内において蔬菜約十九億円、果実約十一億円で、そのほか県外への流出量は約十八億円に達しこの流通量は逐年増加の傾向にある。

かかる膨大な青果物の流通の中核をなす規模と流通能力のある散市場を設置して県内の青果物の流通の合理化は勿論、県外移出入の合理化を期さんとするものである。

特に本県の特産物である落花生あるいは豆粉、とうもろこし等が需要者側の意図する価格で決定づけられ取引が行われてい

るということは大きな矛盾であり不合理で
あって、この蒙る損失は莫大である。この
矛盾と不合理を是正し公正な取引を具現す
るため農業団体の加入する雑穀の現物取引
市場を開設しようとするものである。

て いる。斯る趨勢に鑑み以下作物別の生産
計画を示すと次のようである。

A (1) そ菜の計画生産と特産地育成

生産計画の樹立

そ菜の消費量は東京都内においても年間
八百万貫の自然増加を示している。本県
の東京都内出荷量は全消費量の一七%であ
るが、東京都内の主要出荷地である東京都、
埼玉県の増産は既に限度にあるといわれる
ので消費の増加分のうち三〇%の二五〇万
貫の増加分を本県で生産するものとして生
産計画を立案する。

この対策としては、a 栽培技術の指導、
b 優良種苗の斡旋、c 畑地灌漑施設対策、
d 生産資材の共同購入、e 資金の斡旋、
f 生産者団体の強化育成を重点施策とす
る。

(2) 畜産物の集荷販売対策

① 牛乳の集出荷態勢の整備

牛乳生産者団体の組織の強化を図り、取
引については乳業者との間に団体協約を締
結実施して生産者の利益を確保する。

② 食肉の販売処理対策

肉畜については、畜産関係団体又は農協
等による共同販売組織網の強化を推進し、

共同販売の確立を図るとともに更に肉畜生
産組合と県食肉会社との間に協約を締結畜
産物価格が一層有利に維持出来るような体
制に整備する。

(3) 鶏卵の集出荷態勢の整備

生産者団体を育成し共販体制を強化し迅
速円滑な輸送で、その鮮度を低下すること
なく市場に搬入させるため、生産者出荷団
体の組織を強化する。

(4) 家畜取引改善対策

不当な中間搾取を排除して、公正明朗な
家畜取引を育成するため家畜市場の育成整
備を促進し、市場取引の励行を奨励して、
農家の利益を擁護すると共に市場を通じ
て、本県生産家畜を広く県外に紹介し、販
路の拡張につとめる。

(3) 園芸作物振興

都市人口の膨脹に伴い、そ菜、果実、花
卉等の園芸作物の消費量は累年増加の一途
を辿っている。県外出荷量の約九〇%を占
める。県外総出荷は、三六億円を遥かに越
える。

その他県内小都市の消費及び農家の自家
消費を含めると総額七八億五千万円と推定
される。この総作付面積は延二万六千町歩
に達している。このように消費量の増加と
農業經營上から逐年作付面積も増加してお
り、そ菜においては大根、白菜等が減少し
てトマト、茄子、ピーマン、西瓜等の果菜
類が増加しており果樹では梨、みかん類が
急激な増加を示し、花では球根類が増大し

B (1) 特産地の育成

そ菜の消費量には限度がある。特に貯蔵
や加工の不可能な種類など価格の変動は激
しい。よって気候風土等の自然条件を考慮
して種類別の特産地を育成する。

特産地育成の対策としては(1)生産計画の
樹立、(2)資金の優先的斡旋、(3)共同出荷、
b 優良種苗の斡旋、c 畑地灌漑施設対策、
d 生産資材の共同購入、e 資金の斡旋、
f 生産者団体の強化育成を重点施策とす
る。

C 清淨そ菜栽培の推進

保健衛生の見地からそ菜の清淨栽培を一
層強化する。昭和三十年度の清淨そ菜栽培
の状況は総面積四二町歩、販売数量二七万
貫である。種類はレタス、パセリ、セロ
リ、花柳菜等である。(産地は安房、君
津)新計画は、この同種のもので清淨栽培
でないものを総て清淨栽培化するほか生食
される大根、ほうれんそう、トマト、胡瓜、
甘藍等の清淨栽培を推進せしめる。これら
の推進を図る方法として(1)栽培技術の普
及(2)優良種苗の導入(3)生産者団体の強
化(4)市場整備(5)消化宣伝等を図る。

D 促成抑成栽培の増進

農業用ビニールの利用による促成半促成
はトマト、胡瓜、その他で三三万坪の栽培
を有するが、これに抑成栽培を含めて三九
年間に六〇万坪に拡大する。本事業推進の

ためには特に融資斡旋に重点をおくる。

E 近郊園芸地帯の振興

市川、船橋、松戸、及び柏の各市を中心とした園芸地帯は土壤の微量元素の欠乏に基く各種の障害が発生して居り、年々生産量の減退と品質の悪化を生じている。特に首都圏整備法に基く緑地帯設置の指定を受けることによる農業経営の安定を期するため、これら近郊園芸地帯の振興策として

(1) 番地土壤の改善 (2) 番地灌漑施設の整備

(3) 優良種苗の導入 (4) 栽培技術の重点的指導

(5) 農道の整備 (6) 共同販売対策 (7) 農機具の導入 (8) 豆尿、じんあい等の合理的な使用等を重点施策とする。

(口) 果樹の増植

増植計画

本県の現在の果樹栽培面積は一、五六一町歩で五二八万貫の生産量を有する。このうち県内外の出荷量は約三〇〇万貫で四億円の販売額である。然しながら果実消費の状況は年々増加の一途を辿っており、特に最近の果実加工業発展の目覚しいもの等から今後の消費の増加は大いに期待されるので、適地適作に基き、特に梨、みかん類、枇杷等の増植を推進させるこの増植計画に開拓地分を含む。

これが増植の対策としては、(1)栽培技術の指導強化 (2)病虫害防除の共同化の推進 (3)果樹園灌水施設の整備、(4)県南地帯の傾斜地果樹園の造成 (5)生産者団体の強化育成 (6)資金の融資斡旋等である。

(4) 花卉栽培

本県の花卉栽培は冬季の温暖を利用した露地栽培が早くから発達し、冬季の露地切花として有名である。

然し、逐次高級花卉の消費が増大しつつあるので、生産計画は基本的に面積の増加は現在の一割程度とし、球根類への転換と高級切花の栽培に重点をおき、(1)花卉生産の適正化、(2)栽培技術の改善、(3)生産者団体の育成強化、(4)優良品種の普及と新品種の導入、(5)資金の斡旋を主とすることとした。この他、特に輸出球根に力をそそぐ。

本県の輸出球根は百合根を主としアマリ

リス、水仙等の少量を数えるに過ぎない。

然し乍ら、アマリリス、水仙、アイリス、グラデオラス等の輸出は最近有望なので、

その対策として、a 鉄砲百合繁殖圃の設置

b アマリリス、水仙、アイリスの原種圃の設置

c 热風乾燥室の設置、d 輸送方法の確立

e 資金の導入を重点施策とする。

(5) 特用作物振興

本県の特用作物の主要なものは菜種、煙草、茶等である。その他七島蘭、こんにゃく、ラミー、亞麻、ハッカ等がある。作付面積は七、八七六町歩、販売価格は十六億円にのぼる。

これらはすべて加工を要する作物であることと外國貿易の対象となることから農家現金収入を増大させる意味で強化すべきである。

(イ) 茶

製茶技術の改善と製茶工場の増設及び既設工場の改善、本県の製茶技術は荒茶製造のみで一般に立遅れの感があるので、これが改善を図り又現在の六四工場に増設せしめ一二番茶、三番茶の合理的利用を図る。なお製茶機械の不良品を新機械に改める。

このため茶業指導所を県内の茶業中心地に設置する。

(ロ) 菜種

菜種の現況は四六、五三〇石の生産高であるが今後は主として水田裏作によつて一千町歩の増植を計画する。菜種は麦よりも反当収入が高く又土壤保全の立場からも麦よりは遙かに良好なものである。増植の対策としては、

A 原種圃の設置、優良品種への転換のため、年五割更新に要する種子生産を行う。

B 出荷改善、検査の励行と取引の改善

(イ) 蒜 薤

蒟蒻の県内生産量は五万貫で県内消費量の一割に過ぎない。これを今後二百町歩に増殖し五十五万貫の生産量を計画する。

A 安房、夷隅郡の山間地帯に重点的に増殖し特產地とする。

B 原種圃を設置し種玉の生産量を年間二千貫とする。

(二) 七島藺、ヒ麻、亜麻、棉、薄荷

これらの特用作物は特に地帯を限つて増植するものとする。

A 七島藺は安房郡千才地区、印旛郡八街地区及び九十九里地帯とし、増植対策として優良品種の繁殖のため原種圃一町歩を設置する。

B ヒ麻は茂原及び佐倉地区に重点的に増殖し、優良剥皮機の導入と販売の合理化を図る。

C 亜麻は水田裏作の増植に重点をおく。

D 棉は陸地棉を主とし印旛、香取及び山武郡地帯を対象とし、栽培技術の普及、販売の合理化を施策とし、栽培研究を推進せしめる。

E 薄荷は富里、大栄、下総地区及び君津郡山間地帯に重点的に普及し、優良品種の普及のため原種圃の設置及び蒸溜器の導入による合理的な生産指導を重点とする。

(6) 飼料作物の栽培計画

草食家畜については稲藁が多給されていて、粗飼料のみでは体重維持の養分を賄い得ないので、濃厚飼料を多く必要とする現状であるから、栄養価値の高い青刈飼料の増産確保により購入飼料の節減を図って、酪農経営の安定に資する。特に畑地広大な利根印旛地帯及び九十九里地帯においては、飼料作物の作付増加によって綠芻の給与のみで、生産飼料の一部をも補い得ることを期する。

なお、これが推進上次の諸施策を計画する。

(1) 飼料自給經營地の設置

(2) 飼料作物原種圃並びに採種圃の設置

(3) 飼料作物を含む集約輪作体系の確立のための諸施策

(4) 飼料作物栽培に関する諸調査並びに知識普及のための諸施設

(7) 蚕糸業の振興

蚕糸業技術が簡易化されたため普遍的副業としてこれを採り入れることが農業經營を健全化することになるので、現在の養蚕地帯の育成強化をはかることは勿論、自然的条件以外において桑園減反の行われた地

方については、桑園の増反を積極的に推進して蚕糸業の振興をはかることとし、農家

経済の充実に資するものとする。

① 種繭生産適地の育成

本県南部地方は、種繭生産の好適地であるので、この立地事情を充分生かし、養蚕収入の増大をはかることとし、これが育成をはかる。

② 桑園の増反

③ 漁業振興対策

① 自己資本の強化

漁業協同組合はその設立目的と漁民の社会的要望から自己資本の充実が要望されていることは当然であり、少くとも水産業協同組合財務処理基準令（昭和二十六年政令第四十一号）第二条に定められた基準に達するよう指導を続ける。

昭和三十一年九月末現在の固定資産総額七億九千九百万円に対する自己資本は六億六千八百万円であるが、年々借入金のみに依存する設備投資が増加しつつあり、将来経営の不安定の誘因をなす恐れがあるので資本固定率の向上を促進する。

② 共同販売購買事業の拡充

③ 漁業労働組合の育成強化

④ 水産資源の維持培養

⑤ 保護水面管理の徹底

⑥ 沖合及び遠洋漁業の振興

⑦ 北洋たら、はえなわ漁業振興

本県中型漁業（四〇乃至八〇トン）の經營不振をカバーしようとするものである。

カムチャツカ半島西岸におけるたら、はえなわ漁業が比較的好調であったので、県下にたら、はえなわ組合を結成せしめ之に対し県が融資をあつせんし、沖縄船を県が責任をもち、独航船の増強をさせる。

⑧ 遠洋鮪漁業振興

事業の目的としては、指導船房総丸をもつて遠洋鮪漁場の調査開発を行い、斯業の振興と安全を図ると共に、基幹船員を養成し本県遠洋漁業の確立を図るものである。なお本事業の推進を図るため、臨時県内超大型鮪漁船と提携し試験調査を充実、海外漁場進出に寄与するものである。

(4) 未開発鮪漁場調査

未開発漁場に進出し、海況を調査し県内遠洋鮪漁船の指針に供する。

(5) 漁具改良試験調査

合成繊維利用による漁獲能率の増進、及び使用設計の改良に依る漁獲調査。

(6) 漁獲物の鮮度保持試験

漁獲物の冷凍試験及び氷藏試験を実施し、鮮度保持の確立を図る。

(7) 鮎類の回遊調査

鮎類に標識を付し、その回遊状態を精査すると共に、漁場変動の実態を把握する。

(8) 魚価調査

主要水揚地に於ける魚種別魚価を調査し、漁船の合理的運航計画に寄与する。

(9) 経営資料の作製

各県に於ける遠洋鮒漁船の資料を蒐集しその稼働状況、運営状況を調査する。

(10) 海外漁業の振興

過飽和状態にある沿岸漁船を海外に送り行詰った本県沿岸漁業の発展を期する。

南米ヴェネズエラ、東南アジア方面との漁業提携をも推進する。又県内業者との申合せにより県海外出漁対策協議会を結成し、海外出漁に対する基本的事項の審議及び海外出漁具体化の推進に当り、更に海外出漁母体の育成をも図る。

なお、外国出漁会社は民間業者を主体とし、県が財政援助をなす。

(9) 漁場の開発調査並に現地指導

a 県外サバ及びサンマ漁場調査(ちば丸)
b 県内イワシ、メジ等漁場調査(ちば丸)
c 東京湾サクラエビ漁場調査(ちば丸)
d 東支那海サバ及び沖合サンマ漁場調査(千潮丸)
e 豆南諸島近海底魚並にマグロ漁場調査(千潮丸)

県指導船は、県漁連又は統合漁業組合の委託運営とする。

(10) 魚価維持対策

本県の漁獲物中主要な地位を占めるいわし、さんま、あじ、さば等の処理、流通及びさんま、あじ、さば等の処理、流通及

(4) び消費面の合理化を図ることによつて魚価

を維持し、漁業経営の安定に寄与する。このため、県内保藏施設相互間の密接な連絡による総合的な利用調整及び造林加工施設の完全利用並びに農山村、学校、病院、工場に対する魚食の宣伝普及等処理、流通及び消費面の合理化を樹立してこれを積極的に推進する。

(5) 冷凍冷蔵庫の建設

豊漁時における生鮮冷蔵と出荷調整による価格の維持

(6) 凍結による長期保藏

加工原料の確保と加工業者の稼働日数の増加

(7) 加工生産品の保藏と価格の維持

漁撈用氷、餌料等の円滑な供給

(8) 工業振興対策

県民の所得増進の為には、第一次産業より第二次産業への移動をねらわねばならない。

さらに、その中心を京葉工業地区の造成におくこととも、このこと自体には我々も賛成である。

しかし、それのみでは、工業化による所得水準の向上にワク外とされる地区と階層を生ずる。

第二に我々が農村工業の振興、又は地域工業の振興をつよく呼ぶ所以である。

(1) (1) 京葉工業地区の問題点

京葉地帯の鉄道の現状は、主要幹線との結びつきが悪く、従つて都心又は京浜工業地帯との連絡が悪いことが大きい欠陥である。

将来の鉄道整備計画として、この欠陥是正を目標に、A幹線との結びつきの強化、B京浜地区との直結、C京葉各都市郊外線の強化等を計る。

(1) 臨海鉄道

晴海埠頭を起点に市川、船橋、千葉、五井を結ぶ、京浜地区との直結路線

(2) 千葉郊外線

首都外郭環状線(武藏野線)

我孫子を起点として、柏—流山—越ヶ谷—浦和—所沢—立川に至る路線。本計画により衛星都市間の連絡を密にし、京葉地帯の後背地の開発に資するところが大きいであろう。

(4) 水戸—佐原線

京葉工業地帯の発展に伴い石炭消費量の著しい増大が予想されるので、常磐炭田と京葉地帯を直結する。

(2) 用水計画

これが対策として積極的な「水資源の開發」と「利水における相互調整」を図り、用水の高度利用化を促進するものとする。

工業用水については、一日八五七九〇万屯程度の用水が必要と考えられるので、このため、印旛手賀沼干拓を地元増反面積に見合う造成に極限し、両沼を貯水湖としての性格に切替える。

利根霞浦の水を導入するとしても、一旦この貯水湖をもたなくては需要量の確保是不可能である。

(3) 工業植民地化の反対

本県の工業振興政策には“何のためか”的目的がない。大企業の進出によって在来の住民はその生活を追われようとしている。漁業権の喪失、耕作権の放棄等問題は多い。

これはまさしく千葉県の工業植民地化に他ならない。工業振興はゆかりもない大企業に有利な条件を与えるのみで、住民そのものの直接利益がいかに推進されるかが二次的三次的にしか考慮されないことでは、如何の為の工業振興ぞ”といわざるをえない。

県財政に対する将来の貢献を言う人もあらるが、まったく本末転倒の議論である。県民所得の増進によってこそ県財政に効果が上るわけであるし、県財政の豊富を希う意味は、県民福祉へのより積極的な寄与を考えるからではないか。その県民福祉を基本にしない振興政策であったとしたら、それは資本家擁護であって、県民のための県政ではありえない。

本体はあくまでも、工業の振興によつて

地元民の生活がさらに安定向上することでなければならない。これは単に補償対策や金銭換算だけで解決される問題ではない。この点本県工業誘致は、この根底たる地元民の福祉増進を忘れているきらいがある。

そうではなく、この工場がくることにより、かく生活が安定するという対策を先に出すべきである。例えば、

(1) 就業あつせん計画

誘致工場に地元民引受割当を義務付ける。

(2) 技術習得計画

(3) 生活権確保計画

失業失職員数を調査し、これが就業計画を綿密に立てる等を明白に示すべきである。

これらの点は、公的な誘致対策委員会等の構成によって住民の納得の上に進めるべきである。

(4) 下請工場育成計画

大企業の下の下請中小企業については、

県内業者ならびに新規企業を養成し、失職失業者の生活設計を樹立させる意味で、誘致大工場に引受小工場の割当をすべきである。(一つの大企業を中心とした中企業の系列集団をつくる)

(5) 中小工場への敷地提供

埋立地の一部を県内下請業者の工場用地として提供する計画を進むべきである。

(6) 土木傭員としての被害者救済、

漁民被害等を救済する意味からも、県の引受事業又は責任事業として、埋立等事業の中一部を県内業者に下請さすべきである。

そして下請業者の使用する人夫等は必ず被害漁民等を優先使用させることとし、この間県は土木技術の補導等をも併せ行うべきである。

(7) 職業転換対策

現産業との調整も限度があるので抜本的に産業転換対策を実施する。

まず、恒久措置としての工業技術者養成

措置として工業輔導所、短期技術者養成所を設置する。この経費は誘致工業の技術援助等の基に県及自治団体の経費とする。
特に二三男及び青少年を対象に熟練工養成機関を誘致工場に義務付ける。

(2) 農村工業の振興

別表は県の「いも対策」である。作付面積を漸減し、反収と生産金額の引上をもくろんでいるようであるが、いも価の低落はないものとの過剰生産のみによって起る現象ではない。いもを原料とする工業生産の振、不振によつて起るものである。

(1) 現存組合の統合強化する。
(2) 保蔵施設の増強、原料魚の確保を図れば、稼働日数は増し、生産が増大することはもち論、従来不漁時には殆んど休業状態であったものが、平均して稼働できることとなり、さらに原料魚の計画購入も可能となつて生産が計画的となり経営が安定する。
(3) 共同作業、共同購売、共同購買等の事業を行わせる。生産コストを引下げ、経費の節減を図れば生産が合理化され併せて規格の統一が可能となつて取引が安定する。

中小企業対策

農村工業特に「いも工業」をどう維持發展させるかがなくては抜本の解決とはならぬのである。

そこで我々は、いも対策を特に工業対策としてとりあげる。

③ 濬粉工業の近代化と組織化
② 精製ブドウ糖工場の誘致
① 農村余剩人口の工業就業化

澱粉工業の他、落花生、さらに水産物に
対する加工業は中小企業の振興の上からも、
又、中小製造工場に働く労働者の所得の増
進からもその振興策を講ずべきである。
特に次の点を留意する。

①

澱粉工業の他、落花生、さらに水産物に
対する加工業は中小企業の振興の上からも、
又、中小製造工場に働く労働者の所得の増
進からもその振興策を講ずべきである。
特に次の点を留意する。

この計画は、現在加工原料魚の不足等で不況にあえいでいる本県水産加工業を、組合の統合強化により、保藏施設等の増強を図り、原料魚を確保し、稼働日数を増加することによつて、生産を増大し、

併せて検査事業を強化して品質の向上を

③ 中小企業相談所の助成

②商工会連合会並びに単位商工会の強化及び活動促進

県商工会連合会は商工会議所のない市町村約八〇カ所にある地域的綜合経済団体たる単位商工会の連合体であるが、この単位商工会はその殆んどが法人格を有せず、極めて安定性に欠ける団体であつて、それらの育成強化は、その地区中小企業の振興に必要欠くべからざるものである。

本県においては千葉市

③ 県商工会連合会は商工会議所のない市町村約八〇ヵ所にある地域的総合経済団体たる単位商工会の連合体であるが、この単位商工会はその殆んどが法人格を有せず、極めて安定性に欠ける団体であって、それらの育成強化は、その地区中小企業の振興に必要欠くべからざるものである。

上の諸問題についての簡易な相談機関とし

(2) 工商会連合会並びに単位商工会の強化及び活動促進

県商工会連合会は商工会議所のない市町村約八〇カ所にある地域的総合経済団体たる単位商工会の連合体であるが、この単位商工会はその殆んどが法人格を有せず、極めて安定性に欠ける団体であって、それらの育成強化は、その地区中小企業の振興に必要久くへからざるものである。

(3) 中小企業相談所の助成

本県においては千葉市外一市の商工会議所がこの相談所を設置し、中小企業経営上諸問題についての簡易な相談機関として

指教(つじきょう)

(2) 商工会連合会並びに単位商工会の強化及び活動促進

県商工会連合会は商工会議所のない市町村約八〇カ所にある地域的綜合経済団体たる単位商工会の連合体であるが、この単位商工会はその殆んどが法人格を有せず、極めて安定性に欠ける団体であつて、それらの育成強化は、その地区中小企業の振興に必要欠くべからざるものである。

③ 中小企業相談所の助成

本県においては千葉市外一市の商工会議所がこの相談所を設置し、中小企業経営上の諸問題についての簡易な相談機関としているが

額
生産量
生産金額
備考
その機動

（2）商工会連合会並びに単位商工会の強化及び活動促進

県商工会連合会は商工会議所のない市町村約八〇カ所にある地域的綜合経済団体たる単位商工会の連合体であるが、この単位商工会はその殆んどが法人格を有せず、極めて安定性に欠ける団体であつて、それらの育成強化は、その地区中小企業の振興に必要欠くべからざるものである。

③ 中小企業相談所の助成

本県においては千葉市外一一市の商工会議所がこの相談所を設置し、中小企業經營上の諸問題についての簡易な相談機関としているが、その機動性

生産量	指數(C/O)
生産金額	備考

一〇〇 生産金額は推定性に乏し

県商工会連合会並びに単位商工会の強化及び活動促進	
生産量	指數(%)
生産金額	備考
生産金額は推定	性に乏しき機動
本県においては千葉市外一市の商工会議所がこの相談所を設置し、中小企業経営上の諸問題についての簡易な相談機関としているが、その機動性に乏しい。	(3) 中小企業相談所の助成 村約八〇カ所にある地域的総合経済団体たる単位商工会の連合体であるが、この単位商工会はその殆んどが法人格を有せず、極めて安定性に欠ける団体であって、それらの育成強化は、その地区中小企業の振興に必要欠くべからざるものである。

二〇一〇年八月

② 商工会連合会並びに単位商工会の強化及び活動促進	
額	県商工会連合会は商工会議所のない市町村約八〇カ所にある地域的綜合経済団体たる単位商工会の連合体であるが、この単位商工会はその殆んどが法人格を有せず、極めて安定性に欠ける団体であつて、それらの育成強化は、その地区中小企業の振興に必要欠くべからざるものである。
生産量 指數(%)	③ 中小企業相談所の助成
生産金額 指數(%)	本県においては千葉市外一一市の商工会議所がこの相談所を設置し、中小企業経営上の諸問題についての簡易な相談機関としているが備考
生産金額 公金	その機動性に乏しい。今後

(不) 現存組合の統合強化

興上相談所機能の活躍に俟つべきものが大であるのでその拡充を図る。

④ 企業診断制度の拡充

企業経営全般について財務、生産販売、組織、経済環境等のあらゆる角度から調査分析し、その結果に基いて企業経営の改善に必要な勧告と指導とを行う。

⑤ 系列化、産地化指導

企業合理化対策として、産業別に系列化を促進し弾力ある産地化を図る。

⑥ 共同施設並びに中小企業設備近代化

貸付資金制度を強化し、その設備の近代化、合理化に資し併せてその経営合理化の指導を図る。

⑦ 信用保証協会の強化と金融保証

中小企業者は担保力に乏しく、かつ金融機関との取引きも少いため資金の融通を受けることが困難なので、これらに対し、その信用を保証して金融を円滑化するため、本制度の充実をはかりその活動を促進する。又、県は県内銀行、信用金庫等に対し県内融資について計画、協力をはかる。

⑧ 最低賃金制の実施

事業税の減免

きん肉労働的事業に対しては免税の線をつよく打出す。要領は次の如くである。

1個人事業税

基礎控除二〇〇万円

(現行一二万)

2法人事業税

五〇〇万円まで 六%

(現行 八%)

一〇〇万円まで八%

(〃 一〇%)

一一〇〇万円まで

一二〇〇万円以上

(4) 地下資源対策

(1)

天然ガス対策

県内ガス田の範囲並びに埋蔵量をより具体的に判定して合理的開発の資料を得、さらにこれが実用化を期する。

(2)

ヨード資源の開発並びにヨード工業振興策

本県のヨード資源を経済的且つ合理的に開発して、既存ヨード工業を輸出産業とし

て振興させるべく次の施策を強力に推進する。

A ヨード資源の開発促進

① 未調査地域の地質調査

(1) 分布地域

(2) 地層別沃度含有状態

(3) 各地層の層厚及び含砂率

(4) 沃度鉱床量及び実収沃度量

(5) 坑井における沃度含有量及び水量

(6) 沃度鉱床量及び地層(深層)の探鉱(試掘)

(7) 鉱区の調整

B 合理化施策

① 鉱害防止方法の研究

② 製法の合理化指導

(1) 銅法、活性炭法、追出法等従来の方法

に関する合理化の研究指導

(2) イオン交換樹脂、イオン交換膜等近代的製法の研究の促進

(3) かん水採取に関する技術的検討

C 公害の恒久的防止

(1) 鉱害防止要領の作成と行政指導

(2) 排水管を敷設し、直接海中へ放流する。

(3) イオン交換膜等により有効成分を抽出して真水にして排水する。

D 砂鉄の開発利用

国内未利用鉄資源の確保並びにチタニウム原料開発の見地より、埋蔵量二億屯と称せられている県内砂鉄、含チタン砂鉄及び褐鉄鉱の調査並びに開発指導を積極的に行い、砂鉄精錬業の勃興をも期する。

① 開発の構想

現在九十九里地区において生産された砂鉄は従来群馬、青森、岩手の方面へ移出され精錬されているが、京葉地帯において処理すべくこれら工場の実現化を促進する。この構想を実現化するため、先ず砂鉄採掘事業の振興をはかり、少くとも昭和三十一年度年産二〇〇万屯、三十二年度三〇万屯、三十三年度四〇万屯以上を生産する。

なお、この砂鉄資源の開発上の問題として、碎鉄が内陸の畠、水田地帯の地下に賦存するため、畠地かんがい等を含んだ土地改良事業と砂鉄採掘を総合化し現状の農業

(2)

① 中小企業労働者の組織化
② 最低賃金制の確立
③ 雇用対策

(a) 尚この経費負担は採掘会社の負担とする
開発計画
採掘権は県の所有とし、各会社に対しては県の責任に於て分割譲渡をなす。

(b) 縣民生活の向上対策
(1) 最低賃金制の確立
右表でもわかるように、資金増加は一応みとめられるが、別表の通り賃金格差が甚しく、さらに、実質賃金平均も全国平均より相当低い所にある。

このことは、中小企業対策の振興により企業体そのものを強化しなければならないことは勿論であるが、県下における使用者側の労賃の考え方、及び労働者側の労働者意識と組織にも大きい問題がある。そこで我々は次の点を目標とする。

尚この経費負担は採掘会社の負担とする

被害を防止する。

国民所得と県民所得の比較（実質）

	昭和 9~11	25	26	27	28	29	30
国民一人当たり所得 (A)	210	40,413	51,690	58,809	65,958	69,148	74,400
同上指數	100	79.6	85.8	93.6	99.5	100.5	108.3
県民一人当たり所得 (B)	155	29,104	38,153	42,703	48,514	55,316	63,678
同上指數	100	78	86	94	103	109	126
一人当たり所得 B/A	73	72	73	72	73	80	86

産業別・規模別・賃金格差

（資料「毎月勤労統計調査」より）（昭和31年）

産業別	規 模 別	規 模 1 (100人以上)		規 模 2 (30人～99人)		規 模 3 (20人～29人)	
		男女	総数	男女	総数	男女	総数
産業 総 数		(24,132) (11,275) (20,959)	100 100 100	76.8 78.7 76.8		57.2 68.1 59.1	
製 造 業		(20,050) (9,578) (19,881)	100 100 100	64.0 66.4 63.9		54.2 61.1 54.9	
卸 売 及び 小 売 業		(15,149) (8,305) (12,655)	100 100 100	88.5 93.4 95.1		74.1 93.9 80.6	
金 融 及び 保 險 業		(32,207) (15,309) (25,868)	100 100 100	73.3 94.7 81.7		54.2 94.7 65.0	
運輸通信、その他の公益事業		(23,927) (15,259) (22,556)	100 100 100	99.2 90.8 97.7			
建 設 業		(12,027) (7,661) (11,424)	100 100 100	89.0 85.4 90.6		193.8 134.0 159.2	
サ ー ビ ス 業		(24,658) (15,340) (19,044)	100 100 100	108.5 69.3 85.9			

このことは雇用失業対策の基点が失業の性格と労働力の量の把握におかなければなりません。

また公共職業安定所窓口において就職せしめた昭和三十年中の雇用労働者三三、〇一三名についてみると、このうち常用労働者はなつたものは一九、三九八名であつて他は臨時雇用の労働者であることが注目される。

日雇職業紹介状況

	新規日雇求職申込件数	求人延数	就職延数
昭和28年	5,203	1,245,283	1,161,385
" 29年	4,955	1,328,148	1,138,735
" 30年	5,929	1,316,414	1,151,363
" 31年	5,380	1,525,622	1,328,115

歩も前進しないからである。従来まで雇用と失業の問題は戦後の特異現象としてみられ、一時的対策として失業対策事業などに救済を勧めれば解決する如く一般に考えられていたがこれは大きな誤りである。雇用問題は失業者が発生してからの事後措置としてとられるべきものではなく年々増加する生産年令人口を新規労働力化するため、常用雇用労働者として就職させることにある。更にはその円滑なる実施を通じて産業経済の振興に寄与せんとする目的をも併せ持つものである。

新規学卒者就職あっせん・産業構造の変化のために生じた解雇労働者の就職あっ旋・ひいては需給調整に関する諸種の指導強化対策等を考えなければならない。

以上について、計画の重点を次のとおりとする。

(1) 公共職業安定所利用率の向上と職業安定機関の拡充強化

(2) 労働市場の拡大

(3) 職業補導による技能者養成

(4) 我々は本県工業の振興を、以上の目的達成のために考えたいのである。

(3)

- ① 更生資貸金付事業の拡大
- ② 身体障害者救済更生助成事業の拡大
- ③ 世帯更生資金貸付事業の拡大
- ④ 結核回復者回復後保護施設事業

保育所の設置
母子寮の拡大
保護施設の拡大

(5)(6)(7)は県の財政補助により他団体の事業の推進を計ることをも併せ行うものとする。

(7) 保育所の設置

(8) 労働金庫への融資

(9) 医療対策

(10) 市町村隔離療養設備の拡充

(11) 寄生虫予防事業の拡充

(12) 家族計画の普及推進

(13) 結核、花柳病、精神病対策の推進

(14) 県民体位の向上対策の推進

(15) ギャンブル公営の廃止

(16) 競馬、競輪、オートレース等ギャンブル

(17) 公営に対しては、早急に廃止計画を樹立し

これが実現を期する。尚不健全性の娯楽施設に対しても高率課税をなし、極力これら

の縮小を期する。

(6) 県民組織対策

(A) 県民の組織化

(1) 新しい農村形成のための農村民主化の推進をなす新集団の育成

(2) クラブ活動の推進

(3) 農事研究会の指導

(4) 生活改善組織の推進

(B) 農協組織及機能の確立

農協の組織を充実させさらにその機能を高めるため次の点に努力をする。

(1) 行政区域と農協の地区を原則として一致せしめ農協規模の適正化と経営の合理化をはかる。

但し立地条件によつて特例を設ける。

(2) 部落の特殊農協、果樹園芸組合、養豚組合、酪農組合等は総合農協に団体加入せしめ、総合農協は担当部を設けて、この事業を受入れ、金融、販売、購売事業の有機的一体化をはかる。

(3) 現在、郡に設立されている郡畜産農協、郡養蚕農協は、それぞれ県連合会の支所員は原割として総合農協と販購連の購賣事業等との事業調整をはかる。

(5) 農協指導方針は左による。

これらの組織確立こそ、党綱領の実践母体である。

(1) 自主組合の育成
(2) 役員ボス化反対

(C) 農村民主化運動
(D) 財務整備の整備

(1) 農協を農民の手へ！ これなしには前述のような一切の発展的、施策が現実化しないであろう。

千葉県連として特に斗いの重点としなければならない。

(2) 農民組合を組織せよ
本県の農民組合組織はいまだ強力とはいわれぬ。これがまた、農協をボス化し、古い、部落支配を残存せしめ諸改革を遅らせている。

(3) 農民組合組織を確立すべきである。これが社会員に与えられた任務である。

(4) 農労者、婦人を民主化の斗いで動員すること。

(5) 農業生産力を向上するであろう。

(6) 農業生産の商品化を阻害している。しかし、兼業が近代的労働である場合、その生活様式からの要求としてはあるが、その生活様式からの要求としてはあるが、一部には機械を導入するもの、或は農協の民主化に努力し、停滞した農村社会に波紋を起している。

(7) 兼業農家の大部分が婦人労働に依存しているが、婦人の文化活動は甚しく弱い。これらの近代的労働者、殊に婦人を農村の民主化運動、農協の民主化に動員することが必要である。

(8) 中小企業労働者の組織化

(D) 中小企業労働者の組織化

本県総同盟が早くから努力している点であるが、党最も最低賃金制とからませてこの組織強化を早めねばならない。

また、県労連傘下組合を中心に、地区労会議を強化拡充し斗いの拠点とすべきである。地区労の強化は支部の最大任務である。

(6) 土木行政対策

(1) 港湾鉄道計画

京葉工業地帯形成の一大拠点である千葉港の建設、及び京葉地区と京浜地区、千葉港と市原、船橋地区との貨物連絡線を整備する。

(2) 道路計画

京葉地区に対する京浜地区、県内各地区よりの輸送道路の整備 房総一周線、銚子—千葉、銚子—我孫子、勝浦—千葉線の整備。

その他未改修道路の改修。

(3) 漁港計画

銚子、勝浦、館山、千倉漁港の整備、

(4) 農業灌漑用水計画

農業灌漑用水の計画は次の通りである。

(5) 中小河川改修事業

中小河川改修事業としては既に採りあげられている一宮川外六河川の改修を継続するとともに、夷隅川、作田川、小櫃川、岡本川、木戸川、阿久川、佐久間川、丸山川、根来名川、各箇所についてこれが完成に努力する。

(6) 都市計画

本県の都市計画の今後の方針は、首都圈整備法等上位計画のために、現在住民の経済や生活が損傷されざる用意を持つことである。特に衛星都市の急激な膨胀が自治体負担を一方的に増ざざる措置が必要である。むしろ重点は、地方中心都市の経済力の育成である。

又道路、公園、上水道、下水道、シンク処理等の都市施設の充実を計ると共に用途地域（住居地域、商業地、城準工業地域、工業地域及専用地区）空地地区、風致地区等の指定を強化して土地利用の健全な発達を育成しなければならない。

(7) 住宅対策

(1) 公共住宅の建設を主体とし、その計画は県、市町村に於て総合計画を持つ。

29年36年財政計画比較 (億円)

	29年現状のままとして	36年再建計画
人件費	75.9	66.9 (△12%)
物件費	11.8	9.2 (△29%)
投資経費	29.7	16.4 (△20%)

(口) 公団住宅は産業人口の集中とにらみ合せて、低中所得者住宅を主に工業地域への建設主体とする。

(ハ) 首都人口の膨脹を県民の犠牲のみによつて受入れる現行公団方式に反対し、国又は東京都が地域住民の福祉をも併せ考慮する方式に切替させる。

(二) 農地に対する住宅建設のための区割整理法は原則として許可しない。

(ホ) 住宅建設のための市町村負担の増加の現行方式を改正する。

市町村長の許可なく、ブローカー等の宅地造成のための私的区割整理を禁止させれる。

(1) 再建法反対

本県の再建計画表によれば、平年再建予算是昭和三九年度、又は現状のままの伸びに対し、それぞれ上表の如く、人件費の減は、まだしも、投資的経費の二〇%、物件費に於ては二九%もの縮減である。

(口) 公団住宅は産業人口の集中とにらみ合せて、低中所得者住宅を主に工業地域への建設主体とする。

(ハ) 首都人口の膨脹を県民の犠牲のみによつて受入れる現行公団方式に反対し、国又は東京都が地域住民の福祉をも併せ考慮する方式に切替させる。

(二) 農地に対する住宅建設のための区割整理法は原則として許可しない。

(ホ) 住宅建設のための市町村負担の増加の現行方式を改正する。

地区名	現況用水不足面積 用上内本計画により 用水補給する面積	工事計画の概要
安房中央	一、一五四・一	一、一五四・一
大利根	三、八三・九	二、八三・九
小糸川	三、一〇〇	二、六七〇・〇
加茂川	五八	五八
養老川	三、九七	三、九七
		水路延長、 排水路一五本 土壌堤時水量三〇〇万立方米 総事業費四三、〇〇〇千円
		排水路一一本 土壌堤時水量二五五m ³ 総事業費一七四、〇〇〇千円
		排水路八本 土壌堤時水量八〇、〇〇〇千円 総事業費二九九、八〇〇千円
		排水路三本 土壌堤時水量一七〇万立方米 総事業費一七〇、〇〇〇千円

可能という以外のなにものでもない。ここに至つては、

県民は自らの福祉のために税金を払うことではなくなつて、自治体の赤字解消のためのみに納税をしているにすぎないのである。

いかようの理由があろうとも、かかる再建案には反対せねばならない。

(2) 税収増対策

そこで問題は本県の歳入であるが、県収入の増加は次の方法によつて可能なはずである。

- ① 工場誘致による事業税、県民税の増
- ② 階層別県民税の賦課増収
- ③ 中小企業振興と県民所得の引上による事業税、県民税の増
- ④ 娯楽施設利用税の引上、遊興飲食の脱税防止、自動車在籍の正確把握等による
- ⑤ 法人事業税の正確把握による増
- ⑥ 企業誘致条令による県税減免措置の改訂。

県 자체が財政管理をされている現状に於て他団体に対し免税等の措置は可及的に訂正すべきである。又、県民税に対しても正しく徴収すべきである。

(3) 国営工事負担金制度の改正

利根川、江戸川等改修についての県負

担保制度は妥当ではない。これを改訂し、県財政の負担免除を法律化す。(現) 在この種負担金未納分は五億八千万円である。)

(4) 酒、煙草消費税の地方還付

地方財政は、地方交付税の若干の引上等で問題の解決されるものではない。地方住民の負担にかかる酒、煙草消費税は、もつとその多くを地方に還元すべき性格のものである。

地方財政が自己財源から国の交付金制度に移りつつあることは欧米等近代国家における趨勢である。

(5) 警察行政対策

自治警を国警化する警察法の改正に対し、我々は党を挙げて斗った。その時の我々の指摘はいま各處に現実となつて現れている。

① 特高警察の復活、② 人権侵害、又は警察の過剰行為、③ 公安委員会の無力化、

④ 県警に対する國家統制化等枚挙にいとまがない。

そこで我々は特に次の点を警察行政を要望する。

① 県議会、公安委員会を通じて（警察は住民の警察であるため）警察行政の監視。

② 思想調査、ゴウモン的取調べ等人権侵害に対する糾弾。

③ 警察官点数制度に対する反対と、住民奉仕の優秀警察官の援護顕彰。

④ 犯罪摘発刑事万能主義より、社会秩序保安主義への切替。

⑤ 警察の公平公正化の推進（警察が政党やボスの援護者であつてはならない）

⑥ 警察官の住民奉仕精神の徹底

⑦ 公安委員会内に警察行政世論調査会の設置。（警察にタテつくと損するという観念で警察の人権侵害や不当行為が泣ねりになつてゐる点が多い。この絶滅のために、県民の警察行政に対する世論反映をはかる。そして調査会はこれを県民に公表するものとする。）

⑧ 特別警備部隊、予備隊等の廃止又は縮減

と、派出所駐在所要員の増加。
(二) 新市町村建設
(町村合併)についての対策

今までの本県における町村合併指導は、審議会が理想案をもたず政治背景に引ずり廻されている。さらに町村自体としては、合併法規の示す如く(1)住民自治の精神(2)住民福祉の増進が第一主義として考えられず、又その方法も法規の示すように行われていない。

① 正しい住民の意思期をおいて明確にさすべきである。

隣接町村等の違反選挙まがいの運動がある限り正しい民意の反映はありえない。合併事務は中止すべきである。

要は県審議会が理想案をつくることと、県議会等の政治的分配を自肅するところより再出発すべきである。

(三) 文教対策

A 義務教育対策

① 教員給与費

「地方財政中に占める教育費の割合が大きすぎる」とから「教職員の給与費が高すぎる」として、定員と、定額の切下傾向が近時強く現れている。果してそうであろうか。次表はその給与費調であるが、昭和三十一年度地方財政計画では是正本俸といふものを設けて全国的水準の引下しをしたが、しかもその標準は全国平均では、三〇年度に対し

小学校で二、〇二四円、中学校で一、九五八円引下げたものであるのに比し、本県は、その引上げたものよりさらに低いのである。

このことは、本県の教員の質が、その経験、資格、学歴等からみてはるかに他府県に劣つてゐることである。隣接の東京都とくらべる時この差は大きくなる。

財政貧困を理由に、教員資質にかくの如き格差のあることが許されてよいであろうか、

この点本県は教員給与費の増額によつて良質教員の獲得をなさねばならない。

② 教員定数の増加

給与費算定期調

(中学校率一年乃至二年の職業学

校)

区分	昭和30年 昭和8年		(A-B)	千葉県
	三年(A) 全国実績	三年(B) 是正本俸		
一般職員	1,785	3,777	一、三	一、四、九三三
小学校	1,312	1,785	二、三、七四	二、五、六四六
中学	2,067	8,704	二、五、三七	二、六、三三七
高等学校			三、三、三一	三、九三六
盲学校			一、八三三	一、六、四七
ろう学校			二、五、一四四	二、六、一四四
事務職員			四、九三三	四、九三三

地方職員の戦前戦後比較によれば、昭和八年に対し、次の通りである。教員のみが多いということにはならない。

員	員	員	員	員
県	村	官	員	員
市	警	官	員	員
道	学	官	員	員
府	警	官	員	員
町	察	官	員	員
校	防	官	員	員
般	警	官	員	員
般	察	官	員	員
府	防	官	員	員
町	警	官	員	員
校	察	官	員	員

児童数の増に比しても三〇年は小学校、一一〇に対し教職員一〇五、中学校一一七に対し一〇九である。

ささらに教員一人当たりの児童生徒数は漸

増している。左の表は教員定員比率であるが、本県の遞減率は、小学校○・〇二人、中学校○・一四人で最も高い。

このことは不當に教育行政を切下げたことである。

- (4) 定時制高校に工業技術課程の特設課程の増設
- (5) 農業高校に地域性と密着した特設課程の増設
- (6) 銚子、夷隈水産課程の充実
- (7) 実験、実習設備又運営費の大巾増額
- (8) 国土開発、移民訓練を目的とする教育設備の拡充

(各農校をして、例えば、茂原農業土木、東葛そ菜園芸等の如く特色を明確にする)

C 社会教育

- ① 校外生産学校の創設

農村又は勤労青年を対象に移動講座を設け巡回さす。

- ② 公民館活動、クラブ活動等の促進
- ③ 農村図書館活動の充実

社会体育の育成

町村体協、地域体協等の育成を主に社会体育の底辺を広げる。

- ④ 婦人会活動、青年団活動をおく。

D 高校教育の充実

- ① 小中学校、高校の学区制を尊重し、もぐり入学の利己主義を排斥する。

- ② 高校教育の充実のため、教員の東京都転出等の原因を排除する。このため特別の優遇策をたてる。

生活改善運動の基本を、地域封建制の払拭、地域民主化運動を重点とし、この中心に婦人会活動、青年団活動をおく。

- ③ 中学高校教育連絡会議を常置し、教育意
- 思の疎通をはかる。

- ④ 高校教員の適正配置をなすため、通勤、住宅等について特別措置をする。

- ① 子弟優先採用

本県教員にして永年勤続、又は成績優秀なるものの有資格子弟は採用順位を優先させる。

- ② 夫婦共稼ぎ教員であっても勤務成績優秀なる者は退職勧告のワク外とする。

B 生産教育体制の整備

本県高校配置からみても、工業学校の数は少い。農業高校水産高校等にしても、本県産業又は地域産業との、または本県産業構想との関連はまことに稀薄である。

普通高校の増設は他の自治体に委せ、県自体は生産体制に即応する教育体制を整備すべきである。

市原、茂原、地区工業高校の新設。

市原、千葉、東葛地区工員技術養成所の構想との関連はまことに稀薄である。

普通高校の増設は他の自治体に委せ、県自体は生産体制に即応する教育体制を整備すべきである。

(3) 外国視察制度

本県に勤務永年に涉り、しかも成績優秀なる者は毎年人員を限り教育事情視察のため海外出張を許可する。この費用は県費とする。

(4) 特殊勤務職員の優遇

特別勤務に服する職員には別個待遇方法を考慮する。

F 当面の対策目標

① 勤務評定に反対する

現行制度に於て評定を明確にすることこそ、良心と誠実に基く最高の教育評定であると信ずる。

政略と行政意識の過多に入りこむ所謂勤務評定には反対する。

② 父兄負担の軽減策の推進

文部省の調査によれば、生徒一人当たり父兄負担額は小学校で七、九六八円、中学校で九、六四一円、全日制高校二五、二五一円、定時制高校で一五、四七八円となってゐる。

その内訳は、小学校に於ては、学用品教材費、通学用品、教科書、給養費、P.T.A会費の順である。

この全国総額は地方教育費総額の六〇%に近い。

我々はこの父兄負担の減免方法を講じなければならない。

③ 点字図書館の充実

④ 身体障害者義務教育生徒児童に対する財政援助

⑤ 教育委員会の民主化

教育委員の選定であるが、教委法の精神である県民直接の代表から一方的階級の代表に変貌し、又、その運営は教育官僚の行政技術の前に屈服している形である。我々は委員が県民の意思を代表する立場で、運営実権をその手におさめるよ勧う告する。

四、社会党の斗い方

(1) 縣政に対する態度

基本的には、我々は今までのべ來つた、我々の県政綱領を可及的速に実現せんとする態

度以外何ものもない。

現柴田県政にしても、この基本線をより貫けるとして我々は支持してきたに過ぎなく、無条件に柴田氏個人を支持したことではない。

しかし、我々の態度は現柴田県政に対しても、県民に明確にこの線を理解させていふことは思われない。

よつて、次の点を我々は明確にしたい。

① 我々の貫くべきものは千葉県連の県政綱領である。

② 我々の県政綱領は我々の手でなければ完全に実現しえないことを確認する。

③ 但し、我々の県政綱領を我々と同じ情熱をもつて支持し実現に努むるものにかぎつて党员と同様の支持を惜しむものではない。

④ 柴田県政が今後如何に我々の綱領に臨まれるか、我々は厳重に監視する。従つて我々は柴田県政擁護ではなく、正しい評価を打出すためにきびしい批判に立つべきである。

(2) 自治体綱領の斗い方

(1) 斗いの基本態度

保守政権のもとにおけるわれわれの中央地方にわたる当面の対策は一つは国の政策を転換させ、福祉行政を拡充させる闘いであり、一つは、地方自治と生活を守るために運動の推進である。かくしてわれわれは、住民の信頼をかちとり、役にもたたない再軍備と独占資本の収奪を打破し、安定せる社会党政権実現の基礎を固めることができるのである。

このための基本的態度としては、

① 住民福祉をいかにして増進するかに基づ本をおくこと。(福祉社会の建設)

② 行政の基礎を住民の意思におく。(住民自治の尊重)

③ 具体的には郷土産業の開発振興と県民所得の増進を計ることを根底とすべきである。

(2) 地方自治を守る運動の推進

いかに立派な地方自治政策も、県民や町村の充分な理解と協力がないと実現出来

ない。したがって、どうして県民の協力を得てこれを組織するかということが、地方自治政策の重要なポイントの一つになる。またわれわれが自治体内に起る諸問題を個々ばらばらに世話をしても、個人プレーにおわり、いゆる事件屋とはなっても党の組織はちっとものびない。個々の問題も運動として取上げて党組織の前進との関連でやつていかなくてはならない。

① 自分たちの住む環境（自治体）を知ること（自治体の分析）

われわれが自治体政策を推進するためには、まず第一にしなくてはならないことは、自分たちの環境（自治体）を知ることである。

即ちその分析である。実態を知らなくては何もできないからである。

即ちわれわれの税金がどう使われているか、道路下水がどう悪いか、学校校舎が老廃しているかとか、更にまた電気料金が高いとか、われわれの銀行その他の金融機関に預けたお金はどう使われているのか等われわれの住む周囲には、いろいろの疑問や不満がある。しかしこれらの疑問や不満の原因がどこにあるのかとすることを充分に検討していく例はすぐない。われわれが地方自治を守る運動といつても、先ず、自分の環境を知るということから始めなければならない。そのためには県（または市や町村）の予算書を調べたり、金融状況、産業の動態を調べて、その原因を見極めることが必要である。原因が分れば、どうすればよいかということも必然的にわかつて来る筈である。そして、知る方法、即ち分析の方法としては府県にあっては、国民経済全体との関連や、他府県との比較において、また市町村なら県全体の動向との関連や、県内の他の市町村との比較検討をやってみることである。

このため次の機関を持つ。

- (1) 市会議員団会議
- (2) 町村議員団会議
- (3) 自治研究会

議員、支部、労組、主団体等の協力を得て、より、自治問題を中心に討議をする。特に、議員団、市町村職員を中心とする。

(2) 支部地区労会議

党支部及び地方労働協議会が中心になり、住民の側よりの自治行政批判をもり上げる会合とする。

(3) 地区経済会議

同一地区における経済の諸問題につき、商工会、農協、生協、生産組合等と市町内における経済発展につき研究討議をする。

(4) 自治体綱領の作成

前述のように、自分達の住む環境を知ることは、具体的には国民経済の中に占める県の現状、県内における市町村の現状を知ることである。こうして自分たちの自治体の分析をやればどこに問題があるか、それが浮き彫りされるのであるそれができたならその現状を党の綱領、自治体政策、その他の諸政策と照合して、長所を伸ばし、短所を是正し、住民の要望に応えるには何をすべきかを決定し、処方策を作成するのである。かかるものを我々は県政綱領（市町村政綱領）とよぶ。

これが作成のためには、予算書、自治体要覧、各種団体の意見等を参考にすべきである。

(5) 地方自治と生活を守る住民集会の推進

党の提案した住みよい郷土を作る運動とは、かかる自治体綱領を中心にして、県ぐるみ、市ぐるみ、町村ぐるみで進めらるべきである。

このためには、住民が最も要望する喫緊の問題がとりあげられねばならない。例えば

① 教育と地方自治を守る県民集会
② 県民の生活と権利を守る集会

③ いも対策をいかにすべきかの研究会
④ 土地取上げ阻止集会
⑤ 漁業権確保大会
⑥ 勤務評定研究会

と云った、その折々の最もその地域に

おける大切な問題をとりあげ、これを住民の側に立って斗うわけである。この場合党は必ず態度を明白にしていづれかの先頭にたつべきことは論をまたない。

(3) 地方議員の任務

(一) 地方議員の性格

地方議員は、単なる一地域の代表のみであつてはならない。党的地方自治斗争のリーダであることを自覚すべきである。従つて、党としての自治体綱領の理論指導者であり、実践者でなければならない。

このためにはたえず、(1)学習と、(2)実践

が積み上げられねばならない。いかに彼等が学習し実践をつむかを監視し、批判し、共同斗争してゆくものが支部である。従つてまた、住民、支部、労組、その他民主団体との連絡提携は地方議員の義務でもある。

(二) 地方議員の斗い方

地方議会、及び地方議員の斗い方は、住民の要求を集約した自治体制綱領にもとづく。

三、花巻市政綱領（案）

日本社会党岩手県連花巻支部

前文

われわれは健康で明朗な住みない花巻市の発展を希望し、市政がこの目標実現のために運営されることを強く期待する。

しかし、この理想はただ市政の範囲内で達成されるものではなく、国や県の政治、全体の産業

経済体制の改革と進歩が併行して行われることが必要である。

市の財政や事業の執行が国の法制、予算によつて強い制約を受けていること、現在の政治と経済の機構が富の不均衡を拡大し、失業と貧乏を増加し、中央の大企業が肥えたる半面、地方

産業の発展が抑えられ、後進地の開発が遅々として進まない現状を見れば、われわれが市政の中でなし得ることには自ら限度があることを知るのである。

しかし乍らわれわれは一方では国の政治経済制度を変革し理想に近づける勢力を進めると共に

き、住民集会の決定、または支部、地区労等共斗会議の決定線について斗わるべきである。

さらに、与野党的如何にかかわらず、住民権利の代弁者として、住民の権利と利益のための発言をなすべきである。そのためには所属する自治行政に対し明確なる批判を持つべきである。この武装上に、与党ならば一層住民のための自治行政を推進させるための発言を、野党ならば、第一に、住民の不利益点と、為政者の怠惰を指摘すべきである。

(三) 地方議員団の任務

地方議員団は、議会の国会前に、党による公聴会、与論調査会、あるいは支持団体友誼団体との打合せ会等により、住民の意見を巾広く用意せねばならない。閉会後は必ず議会報告を行わねばならない。さらに地方議員団は、同種類の問題について議員団会議を通じ各自治体間の連絡調整をしなければならない。

に、困難な諸条件を克服し、明るい民主的な市政確立に向つて斗わねばならない。

以上の観点に立ち、われわれは花巻市政につき次の諸政策を策定する。

一、市政運営の基本的方針

市政執行の基本的態度として、(1)市の自治と自主性を守ること (2)明るい民主的市政をうち立てること (3)行造政の合理化と能率化によって市民の福祉を増進することの三点があげられる。

(一) 市政運営の民主化

特定の勢力、個人の圧力による干渉を排し、独断と專制をつしみ、大衆の納得の行く運営をしなければならない。

そのために市民各層との接触を密にし、要望の所在を調べ、特にめだたない多くの人々の声をきくことが必要である。

地区の懇談会、常会、公聴会の開催、広報活動の浸透、職員の執務態度、サービスの改善、市内各種団体との連絡の強化が望まれる。

(2) 事務の合理化と計画

事務機構を合理化し、市民へのサービス能率の向上に細心の留意が必要である。

特に会計制度、経理運営方法の改善によって、不正非違行為の発生に対し事前に防止する配慮を行うべきである。

また、その場その場の無計画な事務執行を改め、計画的市政運営のため、市内外の学識経験者を活用し、正しい見透しに立った計画的市教を確立すべきである。

(3) 市財政の確立と市民負担の軽減

地方交付税の増額、市の地方債元利補給制度の実現に努力し、合理的再建を促進すること。

地方税においてはその不合理不均衡の是正につとめ、特に低額所得者の負担軽減を実現すること。

また、市財政を圧迫する国、県等の天降り寄付金、分担金を排すると共に、住民の税外負担を軽くするよう努力しなければならぬ

二、福祉市政の確立

一、民生保護事業の拡充

生活保護事業の事務的技術的運用により保護世帯を縮少し、保護を低下させるようなやり方を避けること

二、母子対策

特に保育所の運営を改善すること

三、養老年金制度の創設

将来国の老齢年年金制設置に先がけて、敬老年金を創設すること

四、住宅対策

特に低額家賃の公営住宅の増設と宅地造成を図ること

五、国民健康保険事業の改善

国庫補助増額を促進し、極力保健税負担の軽減をばかり、また直診七割給付を実現すること

六、総合職業補導所の設置

七、公益質屋の庶民的且つ公正な運営

八、失業対策

失業事業の枠の拡大と労務者の待遇の改善に努め、且能率的運営をはかること

九、保健衛生対策

塵芥処理、市内清掃美化に努め、観光都市の型を整えること

一〇、労働対策

労働者福祉施設の助成
中小企業労働者の技能養成に対する援助

三、教育文化の向上

一、民主教育を守り逆コース反動化の防止
二、複式教育の早期解消

三、中小学校施設の警備

四、教具、教材の充実と教育の内容味上
五、父兄PTAの負担軽減

三、学校給食の充実、特に牛乳の集団飲用

七、体育施設の充実

八、育英制度の拡大

九、教育研究の助成

一〇、特殊学級の充実

一一、社会教育の強化

特に生活改善運動について衣食住の実態調査を行い、知識的啓蒙を進めること

青年学級、婦人学級の充実

四、産業振興

市の立地条件に基き、産業各部門に亘る振興策を策定促進することが必要である。

これがため次の目標を以て、農業、商工各団体と密接に連繫協力し計画的振興を図るべきである。

一、木工、食品、加工その他の既存企業の拡充助成を第一に考慮すること
二、工場誘致については、将来の見透しと立地条件を充分に考慮すること

三、市内工芸品の振興策を強化すること
四、技能者教育を助成し、大工、左官その他

の技術講習会等を開催し、地方産業の技術味上を図ること

五、中小企業金融のため余裕資金の預託を行うこと
六、温泉資源の開発利用を調査推進すること

七、畜産市場等の拡充により物資の集散力を高めること

八、農協等と協力して裏作奨励、酪農振興、果樹園芸農業を盛んにすること

特に農業団体と協力して地区内「農村建設協議機関」をつくり、新市建設計画の調整

を図ること

九、農村食生活の改善のため飼育動物の簡易加工を奨励し動物性タン白自給を推進する

一〇、国有林払下げを促進すること

五、土木事業

一、道路補修促進のため機械の利用

六、消防対策

- 一、消防団の整理統合
- 二、常備消防の強化
- 三、道路、消防水利の改善
- 四、危険物取締の強化
- 五、消防に対する地区民の負担の軽減

四、核非武装決議案と日中関係打開決議案

わが党は、第廿九特別国会に、核非武装と日中関係打開とに関するそれぞれの決議案を提案したが、いづれも自民党的反対にあって、遂に上提されるに至らなかつた。以下は、その決議案の案文である。

- 一 日本への核兵器持込み禁止並びに核非武装に関する決議案
- 二 日中両国間の緊急事態打開に関する決議案

(浅沼稲次郎君外五名提出)

本院は、核兵器の禁止、及びこれが実現に至る過程においての核実験の停止に関する本院屢次との決議に省み、またその後における国際情勢の推移、特に大国間におけるミサイル競争の激化と、他面東西首脳会談の気運を考慮し、四度原水爆を許さずとの日本国民の願望を達成するとともに、国際緩和に貢献するため、ここにあらためて次のとく厳粛に宣言する。

日本は、核兵器及び核ミサイルによる装備を永久に保持しないとともに、いかなる第三国によるとを問わず、これらの兵器を日本に持ち込むことを許さない。

本院は、政府に対し本決議案の趣旨を達成するため、所要の措置をとることを要請する。右決議する。

本院は、政府が従来の態度を一新し、パンドン会議で決議された十原則を基調とする平和友好の精神に立脚して、日中両国間の第四次貿易協定の完全実施、漁業協定の継続、邦人帰国の実現並びに文化、技術の交流等の諸問題をすみやかに解決するよう積極的措置を講すべきことを要請する。

右決議する。

二、中山街道等幹線事業の改良推進

三、主要道路の補装

四、橋梁等災害復旧を促進すること

五、都市計画、区画整理の促進

六、大せき川等都市水利下水の改良

